

障害者雇用状況報告書
(法第45条の認定を受けた事業主用、グループ全体)

令和 年 月 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。										令和 年 月 日	公共職業安定所長 殿	
A 親事業主	① 法人名称 (ふりがな)			③ 主たる事務所の所在地	〒 — — — — —							
	② 氏名又は代表者氏名 (ふりがな)				(TEL. — — — — —)							
	④ 法人番号											
B 雇用の状況	区分		合計		C 事業主ごとの内訳							
	⑤ 適用事業所番号				—	—	—	—	—	—	—	—
	⑥ 親事業主・特例子会社・関係会社の別											
	⑦ 名称及び代表者の氏名											
	⑧ 主たる事務所の所在地											
	⑨ 常用雇用労働者の数											
	(1) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人		人	人	人	人	人	人	人	人
	(2) 短時間労働者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人
	(3) 常用雇用労働者の数 $[1+(2 \times 0.5)]$		人		人	人	人	人	人	人	人	人
	(4) 法定雇用労働者の算定の基礎となる労働者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人
⑩ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数												
(1) 重度身体障害者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(2) 重度身体障害者以外の身体障害者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(3) 重度身体障害者である短時間労働者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(4) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(5) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(6) 身体障害者の数 $[(1 \times 2) + 2 + ((2+1) \times 0.5)]$		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(7) 重度知的障害者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(8) 重度知的障害者以外の知的障害者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(9) 重度知的障害者である短時間労働者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(10) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(11) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(12) 知的障害者の数 $[(1 \times 2) + 1 + ((1+1) \times 0.5)]$		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(13) 精神障害者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(14) 精神障害者である短時間労働者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(15) 精神障害者である特定短時間労働者の数		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
(16) 精神障害者の数 $[1+1+(1 \times 0.5)]$		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
⑪ 計 $[(10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16)]$		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
⑫ 実雇用率 $[(11) / (9) \times 100]$		%										
⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 $[(9) \times \text{法定雇用率}] - (11)$		人										
D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数												
視覚障害者 (第1号に該当する者)		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
音声・言語・そしゃく機能障害者 (第3号に該当する者)		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
肢体不自由者 (第4号に該当する者)		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
内部障害者 (第5号に該当する者)		人		人	人	人	人	人	人	人	人	
E 障害者雇用推進者		役職名	氏名	F 記入担当者	所属部署名	氏名						

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所
処理欄

様式第6号の2(2) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第44条の特例における子会社（以下単に「特例子会社」という。）及び法第45条の特例における関係会社（以下単に「関係会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。
- 2 親事業主が個人である場合には、①欄及び⑦欄については当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 親事業主が個人である場合には、③欄及び⑧欄については当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ⑥欄については、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）を含まない親事業主の場合は「1」を、A型事業所を含む親事業主の場合は「2」を、特例子会社の場合は「3」を、A型事業所を含まない関係会社の場合は「4」を、A型事業所を含む関係会社の場合は「5」を記載すること。
この際、親事業主、特例子会社、A型事業所を含まない関係会社、A型事業所を含む関係会社の順に記載すること。
- 5 ⑨(イ)欄並びに⑩(ホ)、(ハ)、(ニ)、(フ)及び(イ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 6 Cの⑨欄から⑪欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の2(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の認定を受けた事業主用、事業所別）」のCの⑳欄から㉑欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑨(ハ)及び(ニ)欄、⑩(カ)、(ケ)及び(ネ)欄並びに⑪欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 8 ⑩欄及び⑪欄の()内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 8-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、それぞれ⑩(リ)欄に重度身体障害者、⑩(ロ)欄に重度知的障害者、⑩(ツ)欄に精神障害者の数を記載すること。ただし、A型事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 8-3 ⑨(ロ)欄、⑩(ト)、(チ)、(リ)、(ハ)及び(リ)欄には特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 9 ⑫欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑬欄には、⑨(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑪欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.5であること。
- 11 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。